

平成24年 5月28日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

欠損金の繰戻し還付制度について

—平成21年度税制改正により復活—

＜欠損金の繰戻し還付とは＞

青色申告書を提出する法人に欠損金が生じた場合には、その欠損金を翌事業年度以降9年間（改正前7年間）にわたって繰越控除するか、直前の事業年度に納付した法人税額を還付請求するか、何れかの方法が認められています。

この内、後者の方法を「欠損金の繰戻し還付」といいます。

この制度を利用できるのは、事業年度終了の時における資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下である法人に限り、この還付請求ができることとされています。

ただし、資本金の額が1億円以下であっても、この還付請求ができない法人があります。例えば、大法人に100%支配されている法人がこれにあたり、①資本金の額が5億円以上の法人「大法人という。」との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人、②完全支配関係のある複数の大法人に発行済み株式等の全部を保有されている普通法人です。

(1) 通常事業年度の場合

当期の欠損金額を、過去（前年）の所得金額に繰り戻して控除したとした場合に、過大納付となっている法人税を、次の算式により計算される金額を還付請求することができます。

この還付請求は、欠損事業年度の確定申告書の提出と同時に行う必要があります。

$$[\text{還付請求金額}] = (\text{還付所得事業年度の法人税額}) \times \frac{(\text{欠損事業年度の欠損金})}{(\text{還付所得事業年度の所得金額})}$$

(2) 清算事業年度の場合

平成22年度税制改正により、大法人の支配関係であっても、あるいは、資本金の額が1億円超の法人であっても、清算中に終了する事業年度については、繰り戻し還付請求ができます。

(3) 解散等をした場合の特例

法人が解散、事業の全部の譲渡、更正手続きの開始その他一定の事実を生じた場合において、その事実が生じた日前1年以内に終了した事業年度（前事業年度）又は同日の属する事業年度（解散事業年度）において生じた欠損金がある場合には、繰り戻し還付が認められています。

この場合、その還付請求は、その事実が生じた日以後1年以内に行えば良いとされています。

※「欠損金の繰戻し還付制度」の利用については、短期的な資金繰りの面で有利になりますが、この還付請求手続きをした場合、一般的には税務調査を行った上で還付の適否を通知されているようです。